

令和5年度

第3回

多良木町農業委員会総会議事録

令和5年5月29日

多良木町農業委員会

令和5年度 第3回 多良木町農業委員会総会議事録

1 日時 令和5年5月 29日(月) 午後1時

2 場所 3階 委員会室

3 出席委員

1番	田中 英一	2番	田嶋 英功	3番	本田 茂	4番	川邊 優二
5番	北崎 義郎	6番	川越 恭子	7番	源島 伸次	8番	井上 成二
9番	福屋 豊	10番	中村 一浩	11番	武藤 和弘	12番	西野 幹秀
13番	尾方 隆博	14番	中神 久一郎	15番	岩野 満	16番	塩塚 一博
17番	松岡 忠治					20番	星原 幸広

4 欠席委員

18番	猪口 秀利	19番	舟守 隆				
-----	-------	-----	------	--	--	--	--

5 事務局出席

局長	魚住 雅彦	係長	赤川 和幸	主事	一川 貴史		
----	-------	----	-------	----	-------	--	--

6 議事

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第5号 多良木町農業振興地域整備計画の変更について

日程第3 次回総会に伴う事前調査委員の指名

○事務局長 定刻前ですが、本日出席の委員の皆様がおそろいですので、総会のほうを始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○事務局長 皆様、ご起立をお願いいたします。こんにちは。

○各委員 こんにちは。

○事務局長 ご着席ください。議事に入るまでの本総会を事務局にて進めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。本日は2名、18番、井口委員と19番、舟守委員から欠席届が出ておりますが、会議規則第6条の規定により、委員の過半数が出席しておられますので会議は成立しております。それではただいまより、令和5年度第3回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長 (会長挨拶)

○事務局長 ありがとうございます。それでは、会議規則第4条の規定により、会長は、総会の議長となり、議事を整理するとなっておりますので、この後の議事進行につきましては、田中会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長 はい。それでは座らせていただいて議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に、3番の本田委員6番の川越委員を指名いたします。よろしくお願ひします。次に、日程第2、議案第5号、多良木町農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長 事務局長。

○議長 事務局長。

○事務局長 それでは、日程第 2、議案第 5 号の説明をさせていただきます。配付しております議事日程表 1 ページをお願いいたします。お開きいただきましたでしょうか。日程第 2、議案第 5 号、多良木町農業振興地域整備計画の変更について、町のほうから、農業委員会に対し意見照会がありましたので、これについてご説明いたします。まず、多良木町農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画については、農業振興地域整備に関する法律に基づき、優良な農地の確保と、計画的な農業振興を図るために、町のほうで策定した計画書がございます。この計画書で指定した土地については、農用地区域として、本町では約 1900 ヘクタールを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用したい場合は、本件のように、法律の手續にのっとり、農用地区域から除外することが必要となってまいります。本町では 4 月末と 10 月末までに、年 2 回受け付けをしたものについて、町としての審査や熊本県との協議のほか、約 1 か月間の縦覧公告や異議申立て期間を経て、特に問題がないと判断された場合には、当該地域から除外することができるものとされており、除外申出から農地転用までおおむね半年程度の期間を要します。除外後は、今後の手續を考えると、最短でも 2 か月後となりますが、その際に再び、農業委員会においては、農地以外の用途で使用するというので、改めて農地転用の許可申請についてご審議いただくこととなって

おります。今回の議案についてどういうものに当たるかと申しますと、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、計画変更にあたっては、町長は農業委員会の意見を聞くものと規定されております。農業委員会としては申し出されている農用地が、1、代替すべき土地をお持ちでないこと。2、農業用の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。3、農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと、4、農用地等の保全または利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、5、土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していることという五つの要件を満たしているものかをご審議いただき、農業委員会として、この申請された施設が、農業振興地域に設置されるということについて、意見をすることとなります。今回は2件の意見照会がっております。まずは番号1についてですが、こちらは令和4年3月総会でもご審議いただいておりますが、球磨川等の浚渫土の処理場を拡大されるものでございます。町からの意見照会につきましては、5ページに記載しております。今回の変更により、全体面積が1万平方メートルを超えるために、熊本県に林地開発許可を得る必要が生じております。申請を提出される予定でございしますが、林地開発許可申請前に、まずは農振除外の許可を得る必要があるということでございまして、町に農振除外の申請が提出されたところでございます。今回の残土受入れ地の拡大につきましては、球磨川周辺及び下流域の減災という点では、公共的な要素を含みますが、残土受入れ地の拡大により、県道への土砂の流出など、災害の危険性も考えられるところでございます。その点も鑑みながら、皆様からの意見をちょうだいできればと思っております。それでは番号1に

で色が付けてあるところが、現在、既に土捨場となっているところがございます。今回それに追加いたしますのが上のほうの赤で印を付けている〇〇〇〇の〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇。こちらが字〇〇〇でございます。また、下のほうの〇〇〇の〇のほうは字〇〇となっております。こちらの現況写真につきまして写真を撮った方向等を示したものを 2 ページからつけておりますが、まず 3 ページをお開きください。こちらは字〇〇〇〇〇〇〇の 3 の現況写真でございます。現況は既に、30 年から 40 年ほどのヒノキが生えているような状況でございます。次に 5 ページをお開きください。5 ページに〇〇〇の〇〇〇〇番地、〇〇〇〇番地の現況写真を撮った方向を示しております。6 ページ、7 ページの写真が現況でして、現地は湿地となっております。現況としての原野のような状況をなしているようなところがございます。続きまして番号 2 について、説明をさせていただきます。皆様方にお配りしている議案書の 2 ページをご覧ください。こちらにつきましては今回個人住宅の用地として転用されるものでございます。町からの意見書紹介につきましては 9 ページに記載させていただいております。申請者住所氏名、譲渡し人、〇〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇。地目、登記現況ともに〇でございます。面積〇〇〇平方メートルのうち、今回〇〇〇平方メートルとなっております。申請者住所氏名、譲渡し人、熊本市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。申請物件。大字〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、登記現況ともに〇、面積〇〇〇平方メートルのうち〇〇〇平方メートル。申請者住所氏名、譲渡し人、〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。申請物件、大字〇〇〇〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番の〇、地目、登記現況ともに〇、

面積〇〇平方メートルでございます。合計〇筆の筆の合計につきましては〇〇〇平方メートルですが、集落接続の個人住宅の場合、転用できる面積が500平方メートル以内となっておりますので、今回合計面積のうち〇〇〇平方メートルを宅地に転用し、残地の〇〇〇平方メートルにつきましては、知り合いの農家にお申し、飼料等を作付するというふう聞いております。権利の内容、転用の理由、施設の概要については、記載のとおりでございます。譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。地図につきましては4ページをお願いいたします。場所につきましては、中山運動広場の入り口、〇〇〇〇〇〇の方に入ったところの右側の農地となっております、〇〇〇〇氏の名前が書いてありますその裏のところとなっております。写真につきましては皆様方にお配りしている別紙資料の12ページからとなっております。12ページには1から6まで撮影した方向を示しているところでございます。13ページから15ページにつきましては現況の写真となっております。以上、説明を終わります。

○議長 はい、ただいま事務局からの説明が終わりましたが、1番については5月25日に町の農振協議会委員と、それから農業委員の方々6名の委員の方々に現地調査を行っておりますが、現地を確認されていない方については別添の写真にて確認をいただいたとおりです。2番については、現地調査を省略して、お配りしている、別添の写真の12ページからを確認することといたします。質疑、意見を求める前に、1番については、令和4年3月に町から農業委員会へ、同様の意見照会があつており、農業委員会で協議した結果、条件付で農地転用許可の見込み後、いうところで回答をしております。その際にした条件について事務局からお願いいたし

ます。

○事務局長 はい、事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 令和4年3月に、〇〇〇の農地転用見込みに係る意見について回答した際に、農業委員会として付した条件のほうについて読み上げさせていただきます。この際、六つの条件を付しておりまして、一つ目が、下流域に対する排水対策の徹底。二つ目が、土砂が流出しないように対策する。三つ目が、搬入した土砂の整地、転圧の実施。四つ目が、下流域住民や関係者への説明、特に下流域に多良木自動車学園がありますので、その周辺について説明を行ってこれということで、条件を付しています。五つ目が、県道通行の妨げや住民に迷惑がかからないようにする。六つ目が、産業廃棄物の搬入は認めない。といった六つの条件を付して、転用見込みに対する回答を行ったところでございます。以上です。

○議長 はい農地転用の見込みに係る意見については、ただいま事務局より説明があったとおりです。まず、この1番の案件について、皆さん方から質疑、意見を求めたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

○6番 6番。

○議長 はい、6番、川越委員。

○6番 6番、農業振興地域整備計画に係る除外申請の現地調査報告書なんですけど、これの、1ページ青く塗ってあるところが、前回分、赤く塗ってあるところが今回の対象用地ということで

理解しております。その間の空白の白い部分につきましては、山林ということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい、事務局長。その他の白地の部分につきましては、農用地ではない、原野、それから等高線が密に入っておりますところは山林というふうになっております。

○議長 よろしいでしょうか。

○6番 了解しました。

○議長 はい、ほかに。ほかに何かございませんか。

○事務局長 はい、事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 お手元に配布しております資料に5月25日に現地で事業者より説明を受けたときの写真を配布しております。既に受入れたところにつきましては、このような状況、1枚紙をお配りしておりますがこのような状況になっているようなところでございます。今回この奥のほうにさらにこのような土砂のほうを搬入されていくということになっております。

○3番 3番。

○議長 はい、3番、本田委員。

○3番 3番、本田です。私も現地調査のときには、農振協議会の委員としてあっちのほうで参加

させていただきましたが、今、皆さんが歩いておられる、この上、埋立てされた場所にですね、これが5万立方だそうです。この上にですね35万立方ですから最終的には私たち現地に協議会で行ったときに、計画書の中に書いてなかったんですが、1番危惧されるのは、熱海あたりの例がありまして、ああいうことは絶対に起きないようにということでして、県道と、土砂置場の間にびっくりするほどの堤防を築いてくれ、堤防じゃなくて、コンクリートで、土砂防護柵そういうのを一応、佐藤産業さんのほうには、要望をしております。県道とその境ですねこんな流れております。それも農業委員会さんにも報告しますが、佐藤さんのほうにはですね、一応、要望はいたしました。以上です。その上に、要するにもう予防策でしょうけど、排水は、といいますとかいろいろ言われる中で、土砂が流失せんごと防砂堤をですね、小さかじゃなくて、びっくりするくらい大きかともよかけん、建ててくれということは要望しました。

○議長 場所的には沈殿池のところかな。

○3番 そうです、入り口に行ったでしょ。あそこが1番大きかとの流れてくっで、なかなか地図とか計画書とか見たっちゃわからんとですよ。私たちは。それでもう、事故がないようにということが第一条件にお願いしたい。

○議長 分かりました。ほかには何かございませんか。

○11番 11番。

○議長 はい、11番。

○11 番 11 番、武藤です。この埋立てした完成の予想図があればよかったですけどね。いろいろ現場で説明されたんですけど、どういうふうに思いやっですか、埋立てした完成予想図っていうのは、わかりますか。写真の 7、右下ですね。今説明を聞いておられる中で、右のほうに、孟宗竹があるでしょ。その中間ぐらいに道があるんですよ、小さな道。その高さまでは盛土されるということを言いやったんですけど。

○事務局長 事務局長。

○議長 はい、事務局長。

○事務局長 はい、皆様のお手元に A3 用紙の資料が配布されていると思いますが、前回の遊休農地作業の前に、一度お示しした資料でございまして、この中で今回、図の中で 1 番外枠に赤の点線が付してあると思いますが、その内側に付した黒の太線のとこまで土砂を入れていかれるということで、最終的な高さは、この平面図からはわかりづらいですが、盛土の量が、前回の申請が 6 万 4000 立米だったのが今回 36 万 6000 立米ということで約 4 倍の量を入れていかれるということです。先ほど、本田委員のほうから話をされた土砂堤防の件ですが、お手元の資料に B 地区と書いてあると思います。図面左側のほうですが、その辺に土砂の流出防止の堤防みたいなものを築いていただきたいというような要望をなされたところでございます。④の、こちら中鶴地区ですが、今回ここを埋め立てることによりまして、雨水関係の流出先がどうしても、必要となってくるということで、今後、県道にボックスカルバートの 1 メートルの横断工を入れて、県道に水が流れてないようにされるそうでございます。その水を受ける先として、

字、中鶴の 380 番の 1 のところに高さが結構あるので盛土をして、球磨川までの排水路をつくられるということでこちらの平面図に示してあります。最終的に、これから県と林地開発の協議がなされますので、最終的な計画が示されましたら、農地転用の時とか、皆様方にご審議いただくときにはそういったもので示せばということで思っております。以上です。

○議長 武藤委員よろしいでしょうか。

○11 番 はい。

○議長 ほかに何かございませんか。

○6 番 6 番。

○議長 はい、6 番。

○6 番 6 番。今、説明があった〇〇の図面の 4 番のところですけど、その隣の A 地区って書いてあるあたりが、多分、自動車学校からその 4 番のところまで、行く間に、農地が、あったと思いますけど、この部分を、部分的に一時転用して、進入路をつくって、作業されるっていうことだったので、4 番が農地転用を手續される際に、ここの進入路に関しても、農業委員会のほうにまた申請をされるということで理解してよろしいでしょうか。

○係長 事務局。

○議長 はい、事務局長。

○係長 そうですね、A 地区の部分とこの緑になっているところに、一部、進入路をつくって、この 4 番の工事に入りたいということを聞いております。

○議長 はい、よろしいでしょうか。

○6番 はい、ありがとうございました。

○議長 ほかに何かございませんか。ないようでしたら日程第2の議案第5号については、ただいま皆さん方からいろいろとご要望なりご意見が出ましたので、事務局のほうでそれらをまとめてですね、前回のときにも意見として出しましたとおり、まとめ上げて意見つきということで、許可相当と決定することといたしますが、ご異議はございませんか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい。それでは意見要望つきで許可相当ということで決定をいたします。次に2、○○地区の○○○の地目、現況が畑のところについても、許可相当と決定することによろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○議長 はい、それでは原案どおり決定をいたします。

○各委員 はい。

○議長 それでは次に、日程第3、次回総会に伴う、事前調査の調査委員の指名をいたします。次回の総会に伴う事前調査の日程ですが、前回、5月総会時にお示ししました6月9日金曜日、午前9時から行いたいと思います。調査員についても、前回指名いたしましたとおり、6番の川越委員、11番の武藤委員、それから7番の源嶋委員を指名いたしたいと思いますが、お三方よろしいでしょうか。

○お三方 はい。

○議長 はい、よろしくお願いいたします。次回の総会は6月の12日、月曜日午前9時から、役場の二階庁議室で計画をしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

○各委員 はい。

○議長 はい、よろしくお願いいたします。以上で本日提案された議案の審議は全て終了しました。

本日の総会を、これ閉めたいと思います。なお、議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。大変お世話になりました。

○各委員 お疲れ様でした。

○事務局長 議長におかれましては、議事の進行ありがとうございました。これをもちまして令和5年度第3回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長 田中 英一

委員 本田 茂

委員 川越 恭子

書記 魚住 雅彦